

評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人穴吹学園(以下「この法人」という。)の寄附行為第58条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本法人の評議員に適用する。

(報酬等)

第3条 評議員には、報酬、賞与及び退職慰労金を支給しない。

- 2 本法人は、評議員がその職務を行うにあたり通常必要と認められる交通費や会議出席に伴う移動費用実費相当額及びその他実費については、支給することができる。

(補足)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て、別に定める。

(その他)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。